

(第1条) 名称

本会は 特定非営利活動法人 ふくてっく という。
旧名称『福祉機器・住宅研究会』(平成5年7月設立・平成9年4月改称)
同 『福祉と住環境を考える会』(平成14年8月改称)

(第2条) 所在地

本会は、大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟11階エイジレスL内に事務局を置く。

(第3条) 設立趣旨・活動の目的

- ①ノーマライゼーションを支えるものづくり (ハード面で応える)
本会は、高齢者や障がい者の方々が、当たり前で暮らせる社会の実現に寄与する為に、福祉機器の製作や住宅改造、ならびにユーザー個々にとって適切な工夫を加えた福祉機器のリサイクルなど、『物づくり』を専門的に担う事により社会貢献しようとする人々により構成される。
- ②ユーザー本位の原則 (ハートで応える)
本会会員は、なによりもユーザーの快適な生活環境を確保する事を目的に、医療・福祉を初め、広い人間愛を基礎として活動を行い造り手の都合を先行させるような発想は厳に慎む。
- ③活動の拡大 (ソフトにも参画)
本会は、寄せられる個々のニーズに直接対応するほか、種々の機会をとらえて社会的な活動を展開し、福祉社会の環境向上に寄与する。
- ④会員の社会活動への相互助力 (会員相互の自己実現)
本会は、所属する会員がその持てる職能や社会的立場、また物的・精神的能力を活用して、本会趣旨に沿った活動に取り組もうとする時に、これを支援する。

(第4条) 会 員

- 正会員 本会趣旨を理解し、その活動を直接担う個人であって、入会手続きをし、会費を納めた者。
- 学生会員 高等学校、大学、大学院、その他各種学校に在学する個人であって、この法人の趣旨に賛同して入会する者。
(学生会員は正会員とみなす)
- 通信会員 正会員としての権利・義務を有しないが、本会主旨を理解し、状況に応じてその活動に協賛する為、会報その他の情報提供を求める者。
- 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する個人または団体であって、法人の活動を支援する者。

(第5条) 会員の権利

会員は正会員・学生会員・通信会員・賛助会員を問わず、定例の月例会に出席して意見を述べる権利を有する。正会員は総会に出席して採決に参加する事ができる。

(第6条) 入会手続き、更新手続き

入会手続きは、月例会に出席して、

- ①出席会員に自己紹介をして、参加目的や抱負を述べ、
②会の趣旨、組織その他を見聞してよく理解した後に、
③正会員・通信会員等の別を所定の書式に明記し登録するとともに、会費を納める事によってする。
- ・入会は年間を通じて、随時行う事ができる。
 - ・年度途中に於ける、会費は当該年度に属する半年割計算によるものとする。半年に満たない部分は切り上げとする。
 - ・会員は、年度の期首において、登録更新の意思表示をするとともに、会費を納める。

(第7条) 退会手続き

- ・会員が、定款第9条による退会の意志表示をした場合、本会はその意志を確認した後、協議の上、妥当であると判断した場合、これを受け入れ、会員名簿から削除するとともに、本人にその旨通知する。
- ・会員が死亡した場合、本会はその事実を確認後、会員名簿からその名を削除して、例会に報告する。
- ・毎年度末に記録を整理して、会員が定款第9条2項の2に該当する場合、本会はその事実を確認する事により、自動的に会員名簿からその名を削除する。

- ・会員が、定款第9条2項の3に該当する場合、理事会はその事実関係や、本人の主張を十分把握した上で、慎重に協議して、除名やむなしと議決した場合、会員名簿からその名を削除し、その旨本人に通知する。この時、その採決には出席理事の3/4を超える承認を必要とし、対象者は採決に加わらない。
- ・年度途中に於ける退会者に対して、理由の如何を問わず、会費の返却はしない。

(第8条) 会 費

正会員の会費は、個人会員年額 ¥10,000 とし、半期毎の納入も可とする。
学生会員の会費は、年額 ¥3,000 とする。
通信会員の会費は、年額 ¥500 とする。
賛助会員の会費は、年額 ¥30,000 とする。

(第9条) 事業年度

本会の事業年度は毎年、7月1日を期首とする1ヶ年とする。

(第10条) 事業組織

この法人には、下記の活動部会をおく。

- ① 住宅改修部会
- ② 木工部会
- ③ 福祉用具部会
- ④ 研修部会
- ⑤ こむねっと部会
- ⑥ 東大阪部会

(第11条) 部 会

正会員は、法人の理念に基づいて活動しようとする時は、活動目的・方法を定めて、理事会の承認を得て部会を結成することができる。部会活動に伴う会計事務は、ふくてっく本部が執行する。

(第12条) 事業のプロセスと経費の配分

活動部会の活動に関する、プロセスならびに報酬と経費の分配については、各部会の内規により定める。各部幹事は毎事業年度計画において、内規を定め総会の承認を得なければならない。

(第13条) 月例会

本会は毎月、原則として第1土曜日（PM1:30 開始、終了は概ね PM5:00）に月例会を開き、学習会および事例の報告・討議、各部会活動の経過報告その他を行う。月例会は公開とし、会員外の参加を拒まない。

正会員・学生会員外の者（通信会員を含む）が例会参加する場合は、資料代として1回毎に ¥500 を徴収する。

(第14条) 懇談会（ぼとむあっぷ）

会運営の公開性と迅速性を高め、会員間の意志疎通を活性化するために、毎月例会に活動懇談会を開催する。活動懇談会は全ての会員の参加を自由とする他、一般者の参加を拒まない。懇談会に於いて審議された案件は、5名以上の理事を含む10名以上の正会員の出席があり、その全員が賛同したものにあっては、理事会決定に準じて直ちに会運営に反映され執行されるものとする。ただし、直後の理事会において追認されることを要件とし、理事会は懇談会の決定には拘束されずにこれを否認する事ができる。懇談会は、その以前になされた理事会決定を覆す事はできない。

(第15条) 会 報

本会は、活動報告・活動決定事項の通知・福祉知識の情宣その他、会員相互の通信の為、会報「ふくてっく」を発行する。会報はホームページ閲覧、及び月例会等を通じて各会員に配布される。

(第16条) 講師謝礼

月例会に於ける学習会に招いた講師に対する謝礼は、交通費を含め1万円を標準とする。
会員が講師を務める場合の謝礼は、原則として無しとする。